

# 小牧市民病院未収金回収業務委託仕様書

## 1 業務委託名

小牧市民病院未収金回収業務委託

## 2 業務委託の目的

小牧市民病院（以下「病院」という。）における患者負担に係る診療費（自己負担）等の未収金回収業務について、専門的なノウハウ及び資格を有する者を積極的に活用することにより、負担の公平確保及び未収金の縮減を図る。

## 3 業務内容

委託する主な業務については、次のとおりとする。

### ア．未収金回収に係る一切の業務

ただし、訴訟、調停、支払督促等の裁判上の手続きについては病院と受託者で協議のもと、行うものとする。

債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）と分納合意をする場合には、事前に病院に報告し、了解を得るものとする。なお、受託者が債務者等から回収した金銭については、毎月末日を持って締め切り、翌月の20日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合には、その翌日）までに、その金額を病院が指定する金融機関口座宛てに送金することとし、その送金手数料は受託者の負担とする。

### イ．報告業務

#### (1)定期報告

毎月末時点において、次の内容が記載された報告書を翌月の10日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合には、その翌日）までに病院に報告する。

- ①前月末までに債務者等から回収した金銭の債権者等ごとの入金内訳

- ② 債務者等ごとの対応状況
- ③ その他病院が別途指定する情報

## (2) 隨時報告

次のいずれかに該当する場合には、速やかに病院に報告することとする。

- ① 委託した債権が 3 のウのただし書きに該当することが判明した場合
- ② 支払方法相談の結果、債務者等と分納合意する場合
- ③ 債務者等とトラブルが発生した場合及び債務者等から苦情があった場合
- ④ その他債務者等の状況等について、病院が個別に照会した場合

## ウ．委託の対象になる債権

委託する債権は、未収発生後 6 ヶ月を経過したもので、次の①から⑧を除く債権とする。

ただし、委託後に①から⑧に該当することが判明した債権並びに時効期間が完了し時効の援用が書面でされた債権は、速やかに報告し委託債権から除外する。

当初の委託見込み債権額は、約 76,000,000 円とする。

(なお、病院が必要と認める時期に追加で委託することがある。)

- ① 診療内容等により法律上の争いがある債権
- ② 破産・免責となった債務者に係る債権（連帯保証人のあるものを除く）
- ③ 債務者が死亡又は受刑中等であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権
- ④ 相続放棄等により、支払義務者が存続しない債権
- ⑤ 分割納付中又は支払方法等について病院と相談中の債権
- ⑥ 債務者等との利益相反など正当な理由があって受託者が受託できない債権（なお、受託者においては、債務者等の氏名が判明次第、「正当な理由があって受託者が受託できない債権の有無」について速やかに調査を実施し、その結

- 果を文書にて病院に通知するものとする。)
- ⑦ 病院で督促・回収を行うと判断した債権
  - ⑧ その他、病院が委託することが適切でないと判断した債権

#### 4 受託者に提供する情報

##### (1) 未払患者本人の基本情報

病院は、債権未払患者本人のＩＤ、氏名、生年月日、住所（病院が把握している情報であり、現住所を保証するものではない。）、電話番号（判明している場合）、未収金全額、当該未収金に係る診療日等の情報を提供する。

##### (2) 連帯保証人の情報

病院は、連帯保証人がある場合は、受託者と協議をし、隨時、連帯保証人の基本情報として氏名、生年月日、住所（病院が把握している情報であり、現住所を保証するものではない。）、電話番号（判明している場合）、未収金全額、未払患者との関係を提供することができる。

##### (3) その他の情報

病院において、催告を実施する過程等において取得した情報であって、当該情報を提供することによって、受託者が行う業務が円滑に進むものと病院が認める情報を提供する。

なお、受託者は、病院から提供された債務者等の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「個人情報等情報資産に関する特記事項」を厳守し、個人情報を適切に管理するとともに、その取扱いには慎重を期し、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏えい等が生じないようすること。

#### 5 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日までとする。

#### 6 受託者の告示について

病院は受託者による本件業務委託の実施に先立ち、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により、収納事務を委託した旨の告示をする。

## 7 委託料について

委託料は成功報酬または訴訟、調停、支払督促等の裁判上の手続きに関わる費用のみとし、その取扱いは次のとおりとする。

### (1) 委託料の算出

委託料は各月の回収した債権の合計額に成功報酬率を乗じて得た額（小数点以下四捨五入）に消費税及び地方消費税（小数点以下切り捨て）を加算した額とする。ただし、訴訟、調停、支払督促等の裁判上の手続きについては病院と受託者で協議の上、決定するものとする。

委託した債権について、契約期間中に債務者等が病院に直接支払った場合には、委託者が回収したものとみなす。

### (2) 委託料の支払方法

病院は契約に基づく適法な請求を受領した日から 30 日以内に委託料を支払う。

## 8 業務改善指示

病院は上記 3 のイに定められた報告業務に基づいて、受注者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分であると判断した場合には、受注者に対し、業務改善指示を行うことができる。

## 9 契約の解除

病院は、受注者が上記 8 に定められた業務改善指示に従わない場合、上記 4 の（3）のなお書きに違反した場合及び本件業務を執行する見込みがないと認められる場合においては、受注者の同意を得ずに契約を解除する権利を有する。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は病院と十分協議して、決定するものとする。
- (2) 受託者は、契約終了時には、委託した全ての債権に対する対応状況の書類等を全て病院に引き継ぐこととする。
- (3) 受託者は、契約終了後、債務者等が誤って受託者に支払った場合には、その旨病院に連絡をして指示を仰ぐこととする。